

「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」の対応状況

○ 趣旨等

令和2年度から「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（座長：吉岡知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長）」において検討を行っていた職業実践専門課程制度の充実について、「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」として令和4年3月30日にとりまとめられたところ。

本とりまとめにおいて、職業実践専門課程が試験等による成績評価に基づいて課程修了の認定を行っていることを制度的に担保するためにも、職業実践専門課程の修了者が「専門士」と称することができるように制度を連携することが提言されたことに伴い必要な改正を行う。

また、職業実践専門課程の更なる質の向上につなげていく観点から、フォローアップ手法の見直しが提言されたことを受け、必要な対応を行う。

「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」（抜粋）

3. 職業実践専門課程の充実に向けて

（4）「専門士」との連携

- ・ 現在、①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていることの要件を満たした課程で、文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対しては、「専門士」の称号が付与されている。また、①②の要件は、大学への編入学に係る要件と同様であり、短期大学卒業者と同等以上の学力があると認められる。
- ・ 令和3年3月時点で修業年限2年以上の専門課程のうち9割以上が「専門士」認定を受けているところであり、職業実践専門課程において、試験等による成績評価に基づいて課程修了の認定を行っていることを制度的に担保するためにも、職業実践専門課程の認定の要件として、「専門士」の認定を受けていることを求めることも考えられる。

（6）職業実践専門課程充実に向けた具体的方策

- ・ また、職業実践専門課程のフォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていく。